

○三重県市町公平委員会共同設置規約

平成 18 年 4 月 1 日制定

(設置)

第 1 条 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 7 条第 4 項の規定に基づき、三重県内の市町、一部事務組合及び広域連合（以下「市町等」という。）が効率的な公平委員会を運営するため、別表に掲げる市町等（以下「関係団体」という。）は、共同して公平委員会を設置する。

(名称)

第 2 条 この公平委員会は、三重県市町公平委員会（以下「公平委員会」という。）という。

(執務場所)

第 3 条 公平委員会の執務場所は、津市桜橋二丁目 96 番地三重県市町総合事務組合（以下「代表団体」という。）の事務所内に置く。

(委員)

第 4 条 公平委員会の委員（以下「委員」という。）は、代表団体の長が、代表団体の議会の同意を得て選任する。

2 代表団体の長は、前項に規定により選任された委員の氏名及び経歴を関係団体の長に通知しなければならない。

3 代表団体の長は、委員に欠員が生じ、これに伴い後任者の選任を行つたときは、当該後任委員の氏名及び経歴を関係団体の長に通知しなければならない。

4 委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法その他委員の身分取扱いについては、代表団体の条例で定める。

(事務職員)

第 5 条 公平委員会の事務を補助する職員は、代表団体の職員をもって充て、その定数は、5 人とする。

(経費)

第 6 条 公平委員会の設置及び運営に要する経費は、代表団体の特別会計から支出する。ただし、その費用は関係団体が分担するものとし、分担する額は関係団体の長がその協議により定める。

2 公平委員会が関係団体のうち特定の団体に関わる事務を処理した場合に要する経費は、当該関係団体の負担とする。

(補則)

第 7 条 この規約に定めるものを除くほか、公平委員会の運営に関し必要な事項は、公平委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の日の前日において、三重県市町村職員退職手当組合の議会の同意を得て選任した委員の職にある者については、第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、その任期が満了するまでの間は、同項の規定により選任された委員とみなす。

附 則（平成 19 年 4 月 1 日）

この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 2 月 1 日）

この規約は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 5 月 1 日）

この規約は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日）

この規約は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 2 月 14 日）

この規約は、平成 24 年 2 月 14 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 23 日）

この規約は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日規約）

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日規約）

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日規約）

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 1 日規約）

この規約は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

別表（第1条関係）

いなべ市

木曾岬町

東員町

菰野町

川越町

多気町

明和町

大台町

玉城町

度会町

大紀町

南伊勢町

三重県多気郡多気町松阪市学校組合

わたらい老人福祉施設組合

宮川福祉施設組合

三重県三重郡老人福祉施設組合

朝日町、川越町組合立環境クリーンセンター

奥伊勢広域行政組合

桑名広域清掃事業組合

三重県市町総合事務組合

紀勢地区広域消防組合

香肌奥伊勢資源化広域連合

度会広域連合

伊勢広域環境組合

三重県後期高齢者医療広域連合

東紀州環境施設組合